

松江市後期高齢者慢性腎臓病重症化予防事業 実施要領

1. 目的

後期高齢者健康診査（以下「後期高齢者健診」という。）の結果から腎機能の低下がみられ、重症化するリスクの高い人に対し、専門医への紹介及び慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導（以下「保健指導」という。）を実施することにより、慢性腎不全及び人工透析への移行を防止し、被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化を目指す。

2. 根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 125 条及び、島根県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱（平成 20 年 3 月 27 日告示第 7 号）（以下「実施要綱」という。）及び糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和 6 年 11 月 19 日保発 1119 第 3 号）に定めるもののほか、この要領に基づき実施する。

3. 対象者

対象者は松江市後期高齢者健診受診者で、表 1 の①かつ②または③の基準に該当する者とする。ただし、人工透析患者は除く。

【表 1 対象者の基準】

①慢性腎臓病 リスク者	尿蛋白 1+以上 または eGFR（推定糸球体濾過値）45mL/min/1.73 m ² 未満
②糖尿病性腎症	HbA1c（NGSP）6.5%以上 または 空腹時血糖 126mg/dL（随時血糖 200mg/dL）以上 または 糖尿病治療中（薬物治療以外も含む）
③非糖尿病性腎症	②の基準に該当しない場合

4. 実施者

松江市と契約を締結する後期高齢者健診実施医療機関とする。また、保健指導は、松江市と契約を締結する保健指導実施機関が実施する。

5. 実施内容

（1）保健指導の指示の判断に係る業務

健診実施医療機関は、上記 3 対象者の基準で対象者選定を行い、保健指導が必要と判断した場合、対象者へ必要性を説明し、実施の意思を確認したうえで、別紙 1「慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導指示書（以下「別紙 1」という。）」を作成し、松江市へ送付する。

なお、「別紙 1」は以下の用途となっている。

- 1 枚目（松江市用）
- 2 枚目（市提出⇒保健指導機関用）
- 3 枚目（医療機関控）… 指示医療機関での保管

(2) 保健指導の実施

保健指導の実施機関は、表2の通りとする。3か月後の評価までの実施を基本とし、事後のフォローとして6か月後、12か月後の状況確認等を実施するものとする。ただし、事後のフォローは健診実施医療機関の医師が不要と認める場合には実施しないこととして差し支えない。

また、年度中に支援を完了できなかった者については、次年度に繰り越して実施できることとする。

- ①松江市は、健診実施医療機関から「別紙1」等の送付を受け、保健指導機関の調整を行い、保健指導実施機関に「別紙1(2枚目)」等を送付する。
- ②保健指導実施機関は、松江市から送付された「別紙1」を受け、対象者に連絡を取り、日程調整を行い、松江市が選定した場所で保健指導を実施する。
- ③保健指導実施機関は、治療・受診状況をお薬手帳、糖尿病連携手帳等を使用して確認する他、保健指導指示書提出の医療機関と連携を取り、保健指導を実施する。また指導内容は「松江市慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導記録票」に記入し、松江市に提出する。

【表2 保健指導の回数・内容】

回数	指導内容
初回面接 (面接1回目)	後期高齢者健診の結果説明、慢性腎臓病の説明。 受診状況、生活習慣・食生活等の確認。 目標設定、改善点や治療の重要性を指導。
1か月後 (面接2回目)	受診状況、生活習慣・食生活等の確認。 実施状況の確認、肯定的評価・分析、改善点を指導。
2か月後 (電話等1回目)	受診状況、実施状況の確認、質疑応答。
3か月後(評価) (面接3回目)	受診状況、生活習慣・食生活等の確認。 実施状況の確認、肯定的評価・分析、改善点を指導。
6か月後 (電話等2回目)	受診状況、取組状況の確認、質疑応答。 健診受診状況の確認と勧奨。
12か月後 (電話等3回目)	受診状況、取組状況の確認、質疑応答。 健診受診状況の確認と勧奨。

(3) 保健指導利用にかかる自己負担金

対象者の自己負担金は、無料とする。

6. 委託料等

保健指導に係る委託料は、「松江市後期高齢者慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導の指示に係る業務委託契約書」及び「松江市後期高齢者慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導業務委託契約書」で定めるものとする。

7. 保健指導指示書、保健指導記録票、請求書の提出

- (1) 保健指導指示書提出医療機関、保健指導実施機関は、当月実施分を翌月15日までに請求書に次の提出物を揃えて、松江市に提出する。

①保健指導指示書提出 医療機関 (健診実施医療機関)	・別紙1 慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導指示書(1、2枚目) ・対象者の健診結果のわかるもの(健康診査記録票等の写しなど)
②保健指導実施機関	・松江市慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導記録票

- (2) 松江市は、提出された前項の(1)の内容を確認し、問題がなければその旨を保健指導指示書提出医療機関または保健指導実施機関に伝え、請求書の提出を依頼する。

8. 後期高齢者医療保険資格喪失等の取扱い

- (1) 後期高齢者健診を受診した結果で保健指導指示書の提出があり、後期高齢者医療保険の資格を喪失した場合は、対象から除外する。ただし、松江市に住民登録があり、資格喪失を遡ってするなど、資格喪失の確認できず保健指導を実施した場合は継続して実施できるものとし、支払の対象とする。
- (2) 保健指導実施機関において、何らかの理由により支援が継続困難となった場合は、相互に協議したうえ、その後の支援先を決定する。
- (3) 対象者の事由により保健指導の継続が困難となった場合は、本人もしくは家族の意向を確認したうえで、中止・中断の判断を松江市が行うものとする。その際、対象者の状況確認等を保健指導実施機関が実施した場合、記録の提出により、電話による指導を実施したとみなす。また、中止となった対象者の情報は、松江市へ返送する。

9. 個人情報の取り扱い

本事業に係る個人情報の取り扱いは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会 厚生労働省）」また「特定保健指導の外部委託に関する基準（平成25年厚生労働省告示第92号第2）」等を遵守し、業務上知り得た個人情報及び個人の記録票の管理についても厳重に行う。なお、業務に従事しなくなった後も同様とする。

附 則

- この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- この要領は、令和8年4月1日から施行する。

慢性腎臓病重症化予防にかかる保健指導指示書

発行日 年 月 日

(あて先) 松江市長

医療機関名

担当医師名

下記のとおり保健（栄養）指導を依頼します。

フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日生
氏名					
住所	松江市			電話番号	日中に連絡がつく番号を記入してください
保健指導 フロー図の区分	C ・ F	種別	糖尿病性 ・ 非糖尿病性		
健診結果	添付参照 <small>※健診等結果の分かるもの写しを添付してください。</small>	服薬状況	血圧	血糖	脂質
			あり・なし	あり・なし <small>SGLT2阻害薬：あり・なし</small>	あり・なし
介護認定	なし・あり	→	要支援()	要介護()	
保健指導を 実施する際の 留意事項等	*保健指導を行う上で指導してほしいことにチェックしてください。(複数選択可) <input type="checkbox"/> 体重管理 <input type="checkbox"/> 減塩 <input type="checkbox"/> 間食 <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> たんぱく制限 <input type="checkbox"/> その他() *上記の具体的な内容や指導を行う際に気を付けることなどをご記入ください。				

提出の際の注意事項

- ①本指示書に、対象者の健診結果のわかるもの(写し可)を添付して、松江市へ送付してください。
- ②糖尿病・腎臓専門医への受診が必要な人は、精密検査を優先してください。
- ③保健指導利用にかかる本人への説明と同意を得た後にご提出いただきますようお願いいたします。
- ④すでに管理栄養士の栄養指導を受けている場合や糖尿病透析予防管理料、慢性腎臓病透析予防指導管理料の算定対象となっている人は対象外となります。

本事業は、松江市と保健指導機関で実施します。

個人情報の取り扱い、個人情報の保護に関する法律に基づいて適正に扱い、保健指導および、公衆衛生の向上に利用し、それ以外は使用しません。

保健指導に必要な健診結果および連絡先等の個人情報の提供について同意します。

年 月 日

(本人署名)